

地域博物館・学芸員の現状と博物館活動の地理的分野

額田 雅裕*

I. はじめに

わが国の社会においては、国民の所得水準の向上、高学歴化と週休2日制の普及による余暇時間の増大とがあいまって、博物館をとりまく環境はこの10年間に大きく変化してきた。学校教育においても週5日制が導入されつつあり、小学校・中学校・高校での博物館や郷土資料館の活用が新学習指導要領に盛り込まれ、また、人々の学習意欲の高揚、学習需要の高度化・多様化によって生涯学習への関心が高まってきた。その結果、博物館などの社会教育施設の利用が徐々に増加しており、その入館者数は文部省生涯学習局が把握している1993年現在の約3,700館で2億8千万人にのぼり¹⁾、一人が年間2回以上利用したことになる。また、わが国の博物館は急激な増加の一途をたどっている。近年は、企業と大学の博物館、町・村おこしによる市町村立の博物館、自然ブームによる自然史博物館などの設立が目立ち、この10年間ではほぼ倍増、年間約300館の割合で増加し、すでに6,000館以上に達している²⁾。

そうした環境の下で、博物館は単に実物資料を保存し、展示するだけの施設から質的に変化してきた。一度来た人が二度三度と訪れてもらえるような新しい展示方法の工夫や教

育普及事業など博物館活動の質的向上がはかられようとしている。

本稿では、勤務先の和歌山市立博物館（以下、当館と記す）を例として、わが国における博物館の現状及びその問題点を指摘し、今後の博物館のあり方を探るとともに、地理における博物館の利用や博物館活動における地理的分野の役割について、一学芸員の立場から述べてみたい。

II. わが国における博物館の現状

(1) 博物館の定義

イコム（国際博物館会議）の規定によると、「博物館とは社会とその発展に奉仕するために、人類とその環境についての物的証拠を研究・教育および慰楽を目的として収集し、保管し、伝達し、展示する、営利を目的としない恒久機関」とされている³⁾。わが国でも博物館法（1951年12月1日）⁴⁾第2条に、「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行ない、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」と定義され、博物館が文部省に属する、地域文化の拠点となる社会教育施設であるこ

* 和歌山市立博物館

とが位置づけられている。

しかし、前述したような社会情勢の変化によって、1988年7月、文部省社会教育局は同省生涯学習局に改組される。1989年には学習指導要領に学校教育で博物館との連携が明記され、翌年の文部省社会教育審議会で生涯学習の位置づけが行なわれた（社会教育審議会社会教育施設分科会「博物館の整備・運営の在り方について」）。そして、1992年から学校の週5日制が実施され、生涯学習社会における重要な施設として博物館の役割は大きく変わってきたが、博物館の施設はそれに対応するに十分な整備・充実がはかられていない状況にある。

(2) 博物館の種類

博物館・資料館と呼ばれる施設には、いろいろな団体・個人が、様々な目的で建てたものがある。博物館法によって博物館を区分すると、①登録博物館、②博物館相当施設、③その他博物館法の適用を受けていない施設の3つになる。

登録博物館は、所得税・法人税・相続税・固定資産税などの税制特例措置があるが、博物館法第12条にある登録要件をみたさなければならない。博物館資料があること、学芸員がいること、建物と土地があること、年間の開館日数が150日以上であることが規定されている。そして、申請によるその審査があり、わが国には現在513館しかない。博物館相当施設はそれより指定要件が緩く、博物館施行規則（1955年10月4日）第3章及び博物館に相当する施設の指定（1971年6月5日）には、博物館資料があること、学芸員相当職員がいること、施設及び設備の公開・開館日数が100日以上、建物の延面積が132 m²以上とさ

れ、全国に224館がある。しかし、博物館・資料館と呼ばれている施設の大半は要件を満たさず、登録・指定を受けていないのが現状である。

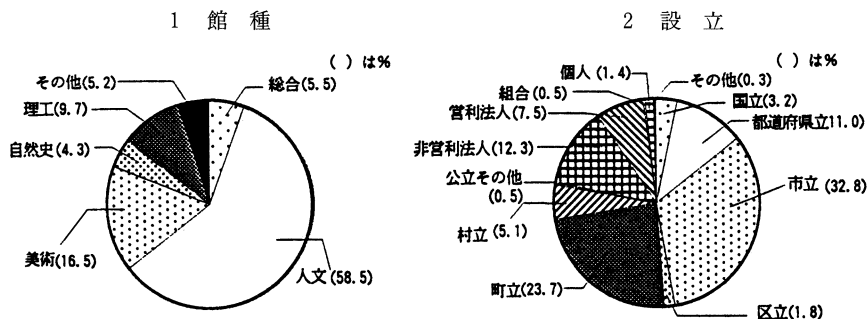
次に、設置者別にみると、博物館法第3章に定める①公立博物館（74.9%）、同第4章に定める②私立博物館（21.7%）及び③国立博物館（3.2%）にわけられる⁵⁾（第1図）。

公立博物館は都道府県市区町村立のもので、比較的規模が大きく、運営体制もしっかりしている。私立博物館は、1987年で726館あり、特殊・財団・社団・宗教・会社・学校などの法人立がその約95%をしめ、個人立は少ない⁶⁾。

国立博物館には、a)文部省所轄機関、b)文化庁附属機関、c)国立大学共同利用機関、d)国立大学付属施設、e)その他がある。文部省所轄機関には国立科学博物館、文化庁附属機関には国立三館と通称される東京・京都・奈良の国立博物館と近代美術館・西洋美術館・国際美術館があり、これらは教育型博物館といわれる。これに対して、1977年以降開館した民族学博物館・歴史民俗博物館・国文学研究資料館は、国立大学共同利用機関として設置され、研究と常設展を中心とする研究型博物館に位置づけられる。国立大学付属施設は各国立大学に付設して建てられた博物館で、その他には、郵政省の通信博物館、労働省の産業安全技術館などがある。

目的別に館の種類をわけると、①総合博物館（5.5%）、②人文系博物館（75%）、③自然系博物館（19.2%）と、人文系博物館が圧倒的に多い⁷⁾（第1図）。

総合博物館は、都道府県立を中心として約100館があり、規模が大きく充実した館が多



第1図 博物館の種類
(季刊ミュージアム・データ No. 22 より)

いが、最近では専門化が進み、弥生文化などテーマが細分化されてきて、新たに設立されることは少ない。大半を占める人文系博物館は、①民俗・考古・郷土などを含む歴史博物館と②陶芸などを含む美術館がある。人文系博物館は、約2,200館と最も多いが、規模が小さく、職員・入館者の少ない館も多い。自然系博物館には、③自然史・理工などを含む科学博物館、④動物園、⑤植物園、⑥水族館がある。最近では恐竜ブームや野生生物ブームもあって、自然系博物館の館数は少ないが一館あたりの入館者は最も多い。

こうしてみると、博物館法は、地方公共団体に博物館設置の基準を示し設立を促すとともに、私立博物館のランク分けを結果的行なったことになるが、国立館は博物館法の定める範疇には入れられていないのである。

(3) 博物館の機能と現状

博物館の事業は、展観、資料の収集保存、教育普及、調査研究の4つに大別される。和歌山市立博物館を例に、それぞれを具体的にみてみたい。

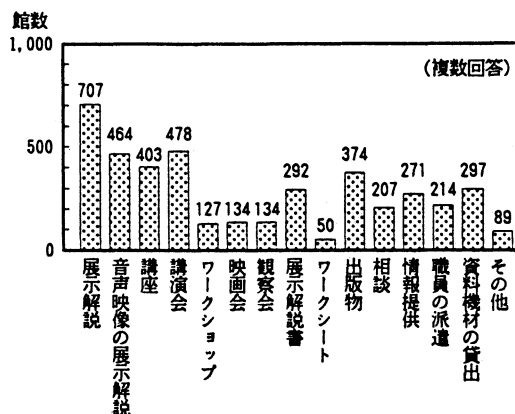
展観事業は特別展・企画展・特別陳列・ホール展示と通史的展示法をとる常設展からなる。常設展は、地方史がほとんど変わらない

ので10～15年間は大規模な展示替えが行なわれないのが歴史系博物館の通例である。したがって、1回見るとほとんどの人が来なくなるので、特別展・企画展を開催しなければならないということになる。

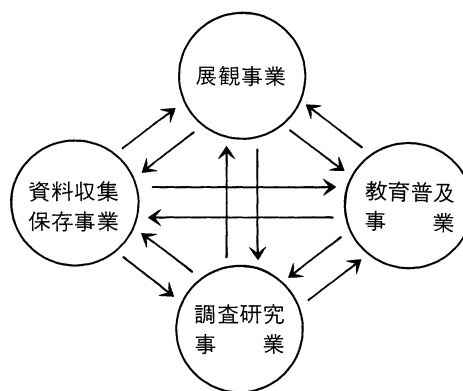
資料の収集保存事業は、資料の購入、寄贈・寄託・借用資料の受け入れ、図書購入、受贈交換、ビデオ製作、複製資料の製作、資料の修理・燻蒸などである。正倉院（奈良博で展示している）や中国の博物館には、収蔵のみを目的として展示・公開をしない所もあるように、資料を収集・保存し、後世に永く伝えることは博物館の大きな使命の1つである。

教育普及事業は、体験学習・史跡散歩・文化財講座・歴史講座・土曜子ども講座・特別講演会などの開催、展示の解説・案内、キャプション・図録・広報用印刷物（リーフレット・催し物予定表など）の作成、学校・地域社会等の各種団体の社会教育事業への講師派遣、レファレンス、相談などである（第2図）。生涯学習の要請に応えるためには、教育普及活動の充実が今後最も重要な課題となるであろう。

調査研究事業には、①特別展・企画展など展観事業のための博物館資料の調査研究、②



第2図 教育普及活動の内容 (893館)
(季刊ミュージアム・データ No. 22 より)



第3図 博物館の4つの機能と相互関係
(『博物館ハンドブック』より額田作成)

寺院・神社・その他個人所蔵資料の悉皆調査及び文化財資料の基礎的調査研究、③研究紀要など学芸員の研究の公表・報告、④特定地域の地域調査などがある。しかし、調査研究事業といっても、その予算は博物館費全体の約1%にすぎない。研究紀要は、ほとんどが学芸員の個々の研究成果の寄せ集めという現状である。地域調査も計画倒れで、未実施である。多くの博物館では調査研究といっても特別展・企画展の展示のための調査が行なえる程度である。

この4つの機能は、本来対等で相互に補完しあう重要な機能である(第3図)。しかし、実際的には、1年間に博物館・特別展に何人はいったか、歳入はどれだけあったかということが行政や財政当局から問われ、管理職・学芸員自体も特別展を中心に活動せざるをえない。博物館白書⁸⁾によると、最も力を入れている博物館活動は、展覧会(304)・資料保存(254)・資料充実(184)・普及活動(139)の順で、調査研究(119)は4つの機能の中で最も低い(第1表)。しかし、各館の学芸

員が一番やりたいと思っているのは圧倒的に調査研究である。

従来、博物館は文部省社会教育局当時に社会教育施設として、地域の文化拠点となる機関として設立されたもので、人的な配置も今日としては不十分で、生涯学習施設としての整備の立ち遅れが指摘される。文部省は、週休2日制が実施されても博物館は生涯学習機関として国民が利用できるように週6日開館するように通達しただけで、社会教育審議会にしても理想論だけで、現実的な予算や人的な問題の対策は何も示しておらず、具体的に何も講じられていないというのが現状である。

Ⅲ. 地域博物館における学芸員の役割と仕事

他館の学芸員と出会うと、学芸員の役割や仕事の分担について話題がよく集中する。本章では、それについて当館を事例として述べるが、これは全国の博物館にも一般的にあてはまることと思われる。

第1表 館種別にみた最も力を入れている館活動

区 分	回答館数	調査研究	資料の充実	保存	展覧会	普及活動	学校との連携	研究者の育成	地方文化の向上	生涯学習の振興	リクリエーション	その他
総合	104	14	18	14	29	9	2		12	1	1	4
郷土	101	7	19	26	25	7	2	2	13	2		
美術	278	21	23	51	141	8	1	1	27	2		2
歴史	497	57	90	138	94	43	5	1	46	11	2	10
自然史	49	6	8	7	4	14	3		3	1	1	1
理工	85	1	6	4	4	43	10		5	7		5
動物	46	3	6	2	1	7			2	1	21	3
水族	40	3	8	4	2				4	1	14	4
植物	33	4	5	6	2	5		1	1		6	3
動・水・植	15	3	1	2	2	3					2	2
全 体	1,248	119	184	254	304	139	23	5	113	26	47	34

(博物館白書(1993年3月)より)

学芸員は、博物館法第4条第4項に「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業について専門的事項をつかさどる」と記されるように、前述した博物館の4つの事業を円滑に行なうために置かれた、博物館活動における学芸の専門職として位置づけられる。しかし、学芸員の仕事内容は、公立館の場合、公共団体職員として行政マン、教育委員会・社会教育施設職員として社会教育者、そして博物館の学芸員・研究者と多岐にわたり、仕事量が極めて多い。よく、博物館は暇そうに思われるが、表から見える仕事は氷山の一角にすぎない。学芸員は自嘲的に自らを雑芸員と称しているが、事実、仕事の80%以上が調査研究ではなく、決裁や委託業務の事務、研究者や他館学芸員の資料閲覧・調査や出版社の写真撮影の立会い、展示ケースなどの移動・掃除・ガラス拭きなどの庶務・雑務に時間が割かれている。

学芸員の仕事は、4つの事業の中でも特別展等の展観事業が中心となり、その事務と予算の消化が大きなウエートを占める。特別展で予算を使うほど仕事量は増え、展示資料の

解説や図録の原稿を執筆する時間すらなくなる。特別展の資料借用交渉や調査のために出張したり、委託業務の図面や決裁のための書類の作成が多く、資料の収集保管がおざなりになったり、身近かにある館蔵資料の調査が不十分になったりして、調査研究はますます形骸化している。

博物館の特別展は、百貨店の展覧会とよく比較される。百貨店では準備期間が少なく、年間の開催回数も多いにもかかわらず、立地条件・宣伝力が博物館より勝るので、入場者数は圧倒的に多い。しかし、博物館や学芸員は百貨店の催し物とは施設・設備面の違いだけでなく、調査研究の成果・蓄積に基づいて展覧会を行なっていること、調査資料のデータ蓄積になることなど単なる一過性のイベントとは違うというプライドを持っている。

特別展の開幕日には、資料、写真やパネルなどすべて揃って展示が完成し、図録が納本されていなければならないというのは、担当学芸員にとって相当精神的なプレッシャーである。その一ヵ月程前からは、休日もなく残業と寝苦しい夜が続く。展覧会の手を抜くこ

とはできるかもしれないが、やるからには良い展示をと、原稿を締切日に徹夜して書き上げるなど、限界まで全力を尽くしてしまう。特別展がなければと思うこともしばしばであるが、そうすれば予算・学芸員数も減らされ、博物館活動は行き詰まってしまう。外国では、特別展というのはかなり回数が少ないと聞く。これだけ博物館が多くなって、毎年特別展・企画展を開催していると、資料がかち合うといった問題も頻繁におこる。

教育普及事業では学芸員が中心となって企画し、各種講座の講師を務め、印刷物を製作する。体験学習や史跡散歩では直接的に指導するだけでなく、この時が最も身近に市民の博物館に対する意見や要望を聞くことができる機会でもあり意義がある。

学校教育における博物館の活用では、学芸員が団体の案内をする。生徒の学習段階や授業の進み具合を博物館側が十分把握していない点は問題であるが、利用する学校側にも注文を付けたい。教師は博物館まで児童・生徒を連れてきた後、博物館側に預けっぱなしではどうであろうか。博物館の有効な利用方法は、対応活動を学芸員と教師との相談によって決め、役割を分担する必要がある。例えば、見学の場合にワークシートを用いるか用いないか、どのようなワークシートを作るかなどである。ワークシートは博物館で作っている所もあるが、やはり授業との関連で必要に応じて学校側で作成するべきであると考え。また、ワークシートを使うと、それにある資料のチェックと解説の丸写しに終始する恐れがあるので注意しなければならない。

Ⅳ. わが国の博物館における学芸員の問題点

博物館は、まだ生涯学習社会に十分対応しておらず、様々な問題点がある。そのすべてを論ずるには、紙数も筆者の力量も足りない。ので、学芸員の地位、博物館の組織、学芸員の力量と資質及び学芸員の養成機関の4つの問題について、若干ふれてみたい。

第一は、博物館での学芸員の地位が確立されていないことである。大半の博物館では学芸員が組織の最下部に置かれ、学校における教員のように尊重されていない。事務職員と学芸員とは、行政職の階級で上下関係になる。

また、当館では学芸員も人事異動の対象で、10年以上在籍の職員は移動対象と公言されている。これまで学芸員の移動はなかったが、優秀な図書館の司書が異動で福祉課や税務課に配置転換されたという他都市の例を聞いたことがある。司書や学芸員というのはかなり知識の蓄積を必要とする社会教育の専門職種であるが、土木関係の管理職と同様に異動の対象に置かれていることは不相当である。そして、教員のように育児休暇や長期病気休暇の代用職員の配置がなく、育児休暇が制度的に取れるようになったとはいえ、ほかの学芸員の負担増になることから、女性が出産後も学芸員を続けることを困難にしている。これらは学芸員の地位が社会的に十分確立されていないことを物語っている。

その他、個人研究費がなく、土日勤務、週40時間と長い勤務の拘束時間、教員職より低い行政職の給与体系のうえ学芸員手当もなく、日本育英会の奨学金の返済も免除されていないという博物館が大半である。このように、

学芸員は体制面・福利厚生面・給与面などで冷遇されており、仕事の意欲を低下させている。研究面で優れていれば、大学等の研究職に就きたいと希望する者が多く、学芸員はその踏み台・腰掛けとなっている。こうした状況では、博物館の将来に多くを望めない。

欧米では、学芸員 (Curator) は大学院で業績を積んで、研究者として扱われているが、わが国の公立博物館では行政職で採用している所が圧倒的に多く、教員と比べてその地位はかなり低い。学芸員は専門職員として採用すべきで、その他の条件も改善する必要がある。役所の職階で昇進しても、武士が官位を得るようなもので、学芸員にとっては何の喜びもない。学校教育では児童生徒の学級数に対して専門職員である教員の配置が制度的に保証されているのに対し、社会教育施設の博物館には専門職員の学芸員が制度的に保証されていないことはおかしい。

第二は、博物館に置く学芸員数の問題で、もっと大幅な増員が必要である。公立博物館でも学芸員はかなり少なく、基準に達してい

ない館が多い (第2表)⁹⁾。和歌山県では、博物館・資料館など文化財の展示・保管施設が76 (登録5・相当2) あるが、学芸員のいる所は9館で総計27人しかいない。基準を満たしているのは和歌山市立博物館だけという状態であるから、県内博物館の組織化・ネットワーク化はまったく進んでいない。学芸員がいない館では文化財資料の調査研究が行なえないし、また、少ない館でも教育普及などで幅広い博物館活動ができず、特別展等の体制・ローテーションも組めない。そのため、毎年全員が特別展に振り回され、学芸員の負担も極めて大きい。その博物館と地域の将来は暗澹たるもので、地域文化の向上は望めない。

今日の博物館には多くの役割が期待されているのに、仕事量が格段に増えても学芸員の増員がなくては、実行は不可能である。

第三に、学芸員に力量や資質がないという問題がある。学会・研究会といった研究レベルで質の向上がほとんど計られていないし、技術の研修・講習の機会もはなはだ少ない。

第2表 公立博物館の設置・運営に関する基準からみた既存館の現状

「基準」を 満たす館	都道府県立 及び指定都市立 (学芸職員数17人 延床面積6,000㎡)*	市区町村立 (指定都市を除く) (学芸職員数6人 延床面積2,000㎡)*	私立 (市区町村立の 「基準」を準用 した場合)*
学芸職員数・延床面積とも	5館 (4.9%)	5館 (1.5%)	5館 (2.3%)
学芸職員数のみ	0館 (0.0%)	2館 (0.6%)	2館 (0.9%)
延床面積のみ	20館 (19.6%)	26館 (7.9%)	31館 (14.0%)
「基準」を満たしていない館	77館 (75.5%)	298館 (90.0%)	183館 (82.8%)
計	102館 (100.0%)	331館 (100.0%)	221館 (100.0%)

* () 内は、基準の内容を示している。
(『博物館ハンドブック』より)

教員のような研修日がなく、自由に他館の展示を見に行くことさえできない。職場に籍を残して大学院へ行くことなどは言うまでもなくできない。

日本博物館協会は最も多くの博物館が加盟している組織であるが、学芸員レベルの交流はほとんど行なわれていない。最近、博物館の現場を軸とした学芸員の研究会・研修を通じた交流・情報交換の必要から、県域程度の地域レベルで組織化が進みつつある。

学芸員の地位が低いこともレベルの高い学芸員を集められない原因で、その地位を向上させなければ、せっかく育った学芸員もほかの研究施設へ流出するだけである。

第四に学芸員の育成機関・学芸員課程の問題で、その内容の充実が必要である。

学芸員資格の取得は、立命館大学など全国100余の大学に学芸員課程があり、教科・教職課程と重複可能な単位16を含む27単位をとるだけで、比較的容易に取得できる¹⁰⁾。しかし、4年制大学を卒業しても即戦力とはならないことが多く、ペーパー学芸員とでもいう状態である。それは、①テーマをもって特別展・企画展の展示を計画し、講演会を行なうにはかなり蓄積と専門性が必要なこと、②出身地や卒論の調査地域としてかなり知っているつもりでもわからないことが多く、地域文化の理解のレベルが低いこと、③大学での博物館課程に実践的・実技的な部分がほとんどないことなどによる。筆者は、これらにすべて該当した。学芸員が実際に何をやる仕事か、資料をどう扱えばよいのか、博物館で働くまでよくわからなかった。

学芸員課程は、大学によってかなり差異がある。以前にも述べたが、立命館大学は少な

くとも10年前まで非常にお粗末な学芸員課程であったといわざるをえない¹¹⁾。博物館実習以外で、直接、博物館と関係するのは非常勤講師による博物館学の講義だけで、博物館の展示ケースを使った展示計画、ディスプレイ、資料の扱い方など実際的な展示実習はまったくなかった。教員のように、学習指導要領や教科書の教授資料といったマニュアル的なものは学芸員にはない。自分で各館・各地域に則したテーマを決め、展示計画を練り、資料を選び、調査・写真撮影・借用交渉をし、借用資料の運搬・陳列・返却をしなければならぬ。他館と資料がかち合ったり、出陳条件があわず貸してもらえないことが展示計画した資料数の半分近くになる。ペーパー学芸員が実際に展覧会ができるようになるには、少なくとも3年くらいの育成期間が必要である。

今日、図書館司書の育成を目的とした図書館学科、発掘調査技師の文化財学科が設立されており、図書館や埋蔵文化財関係で着実に成果をあげているが、学芸員を養成する専門学科はまだ聞いたことがない。各大学では、少なくとも専任教員を置き、講義で実際に使える付属施設を設けて学芸員課程の内容を充実し、現実に数が多い地域博物館・資料館に則した学芸員の育成に努めていただきたい。

V. 和歌山市立博物館における地理的分野の展示と研究

地理的分野の展示は、博物館全体の展示活動の中で、展示や資料をわかりやすくするための展示補助資料の扱いで、いわば刺身のつままでである。展観事業の中でも入館者数の少ない地図展は、あってもなくてもかまわない展

覧会であって、やりたい学芸員がいれば開催されるという程度である。しかし、ビジュアルでわかりやすい分布図や地形模型は、展示に不可欠である。特別展では、そうした地図類が必ず必要になってくる。その場合には、地図を作成したりする。

しかし、学芸員に求められることは、役割分担よりも歴史・美術・民俗・考古などオールマイティな性格の方が強い。それは、学芸員が大勢いる所よりも少人数の所の方が圧倒的に多いからである。また、特別展をはじめ、燻蒸・資料整理など前述した雑芸員的な仕事をこなさなければならぬ。したがって、地理の専門といっても地理的なことだけをしていれはすむわけではないが、複数の学芸員がいれば、ある程度の職務分担ができる。

博物館では、地理学を中心となる対象が空間であって、モノでないことを思い知らされる。地理が専門的に扱える博物館資料としては、地図・地誌類しかないのである。ここでは、博物館の4つの機能に則して、当館の地理的分野の展示等の一例を紹介する。

常設展では、最初に常設展の入口にある地域の概念図、和歌山市の遺跡分布図がある。通史的な常設展示室の原始、古代中世、近世、近代の各コーナーには、日下雅義氏に原図を作成して頂いた旧石器・縄文・古墳・中世・明治時代頃の5枚の地形環境復原図（各1.8万・6,000・1,400・500・100年前）を掲げているのが展示の1つの特徴をなしている。近世の最初にある和歌山城下町の復原模型では、筆者が地形の復原を行なった¹²⁾。その他、行幸経路図・熊野参詣路図・荘園絵図トレース図などの各時代の地図パネルなどを地理出身の学芸員2名で分担し、地理的な観点を取り

入れた地図を製作している。

特別展・企画展では、荘園絵図展・古地図展を開催した。入館者数は、他分野の展示会に比べて少ない。これは他館の状況を聞いても同様で、学校でも地理より歴史に人気が高いのと同じ傾向であろう。

地図は、形状が畳本・一枚ものが多く、嵩張らないので運搬や保存には好都合であるが、平面もので色鮮やかな資料が少なく、展示の上では見栄えのしないことが多い。また、ひろげると3m以上になるような大型の資料もあり、記載が細かいので展示方法には困る。地図は、一般的に壁面または木軸パネルにアクリル板に挟んでダルマピンで数か所を固定する。地図には直接ピン先があたらないよう注意しなければならない。折り畳むと折り目が擦り切れるので、パネル状にして直接図面に触れないで展示・閲覧できるようにしたり、軸装、ロール状で保存する方法も工夫しているが、まだ試行錯誤の段階で、畳本のまま丁寧に扱う方が無難という考え方もある。

地図の展示で一番注意しなければならないのは、地名問題である。同和問題が解決していない地域では、その地名があれば展示できない。和歌山市の場合、国絵図・城下図、戦前の市街図・和歌山県全域図などのほとんどに「岡町」という地名があるだけで、一般に公開することができない。

資料の貸借には、顔見知り、大学の先輩と後輩、大学教授の館長と教え子といった人脈関係がないとスムーズに運ばないことがあり、博物館や大学の人的ネットワークの形成が必要である。地理専門、立命館出身の学芸員は非常に少なく、その点不利な状況である。

資料の収集保管事業では、近世・近代を中

心とした地図・絵図資料及び地誌書類を収集し、整理保管し、研究資料としている。古地図用には、専門の調査カードを試作して、研究にも役立てようと考えている。

教育普及事業としては、①史跡調査と巡検を組み合わせて、徒歩で遺跡を巡り歩く史跡散歩、②地形模型の製作、空中写真の判読の仕方、地形図の読み方などを指導する体験学習、③地図・荘園絵図を中心とした文化財・歴史講座や子どもを対象としたわかりやすい子ども講座などを担当する。

調査研究では、①荘園絵図・寺社絵図・国絵図・村絵図などの絵図・地図に関すること、②市内の埋蔵文化財発掘調査に伴う遺跡の立地環境、近隣の荘園の地形環境に関すること、③和歌山県・市史・紀ノ川流域など地域の自然・歴史・地理に関することなどを行なっている。

Ⅵ. おわりに

—博物館・学芸員の今後の課題—

社会における博物館の位置づけが明確になされてこなかったことに起因する問題が多く残されている。文化財は文化財保護法によって定められ、文化庁が管轄している。しかし、文化財を取り扱う施設である博物館は文部省と一元化されていないのが、博物館行政の根本的欠点であり、学校教育・大学教育に比べて博物館教育の遅れを招いている。以下に、5つの課題を列記し、まとめにかえたい。

(1) 従来の博物館は、観光型・遠足型の博物館であったが、地域博物館として市民・生徒が繰り返し学習できる参加型の博物館になっていかなければならない。そのためには、友

の会や教育ボランティアの受入れ、特に放課後、児童・生徒が博物館へ足を運べるような環境を整える必要がある。

(2) また、地域研究・地方史研究の拠点・中心的役割を果たさなければならない。それには、小・中・高校教員との連携がより必要となってくる。

(3) 社会教育施設の博物館には、今後さらに生涯学習への対応を迫られるものと考えられる。生涯学習は、ある面で学校教育から博物館教育へのシフトであり、現状の学芸員・博物館施設だけでこれだけの機能や活動をこなすことは限界を超えている。一方、学校教育では完全5日制へと向かい、少子化によって小人数クラス編成が可能なり、ややゆとりができてきている。教員数にも余裕があると聞く。こうした教育普及事業には、専門的知識や技術を持った人材が必要であるが、教員の派遣など博物館への人的な補填が行なえれば、博物館施設の有効な利用がはかれると考えられる。教育普及活動の多様化と充実が博物館の今日的な課題であるが、それには学校と博物館、教員と学芸員が協力して進めなければならないことであろう。

(4) 和歌山県では、1995年度、文部省の社会教育指導充実強化事業の特定分野研究として「地域社会における博物館の役割と機能向上に関する研究」の委嘱を受け、「博物館活動の推進と機能向上に関する研究会」を結成し、地域における文化財の保存と活用、博物館の人的ネットワークの形成、博物館収蔵資料の教育的活用に関する各部会を組織した。研究会では、地域学の確立拠点としての博物館の機能、生涯学習振興のための博物館活動のあり方とその課題を検討し、報告書を取りまと

めた¹³⁾。部会では、市内の博物館の共同利用を促すようなマップの作成、スタンプラリーの開催などの提案が出された。博物館は、以外に他館との公的な連携が少ない。今後、県下の博物館相互の連携を強化して情報の提供・資料の交流を行なうとともに、広域的に施設や資料の活用を図るための研究会を組織する必要を痛感した。日本博物館協会は学芸員というより博物館・館長レベルの組織で、近年、他府県では地域・地区の連絡協議会がそれを上回って組織化されつつある。学校教育と博物館とのネットワーク作りの一方、大学・高校教員や研究者との連携・組織化により、展示や催しを充実していくことも急務である。

(5) 阪神大震災を機に、地域の文化財（寺社・個人）の悉皆調査をして、当該地域にある文化財資料の把握、そして災害時にはいち早く避難・救助できる体制作りをしておかなければならないと感じた。そして、そうした調査・研究に基づいた展覧会・普及事業の開催がより地域文化の高揚に繋がると思われる。最初に展覧会があつては、研究成果に基づく展示が行なえない。展示が調査研究の入口になっているのは、本末転倒である。

博物館の4つの機能の中で教育普及活動の充実が近年、最も求められているが、博物館法には学芸員の任務として、それが明記されていないことには時代の変化を感じる次第である。

注

- 1) 日本博物館協会編『第42回全国博物館大会資料』、1994、1頁。
- 2) 丹青研究所編『季刊ミュージアム・データ』31、1995、1頁。
- 3) 日本博物館協会編『全国博物館総覧』、ぎょうせい、1977。
- 4) 塩野宏他3名編『六法全書』、有斐閣、1994、1851～1852頁。
- 5) 丹青研究所編『季刊ミュージアム・データ』22、1993、1頁。
- 6) 日本博物館協会編『全国博物館総覧』、ぎょうせい、1987。
- 7) 前掲注5)
- 8) 文部省『博物館白書』、1993。
- 9) 加藤有次・椎名仙卓編『博物館ハンドブック』、雄山閣出版、1990、213頁。
- 10) 立命館大学文学部編『学修要項』、1976、52～53頁。また、資格を取得したとしても、学芸員は新規に開館する時を除いて採用が非常に少ないので、希望の地域に募集があるとは限らない。
- 11) 額田雅裕「博物館に即した学芸員の育成を」、学芸員 NEWS LETTER 4、立命館大学文学部、1992、4頁。
- 12) 三尾功・高橋克伸・額田雅裕「和歌山城の復元模型製作について」、和歌山市立博物館研究紀要5、1990、19～48頁。
- 13) 和歌山県立博物館編『博物館活動の推進と機能向上に関する研究』、1996。